

先代旧事本紀の人代卷

松 本 弘 毅

先代旧事本紀の序によれば、その成立は古事記・日本書紀以前の推古朝であり、聖徳太子撰の書ということになる。この成立事情はそのまま長い間信じられてきたが、推古朝以後の記事が見られること⁽¹⁾、その叙述の大部分が古事記・日本書紀・古語拾遺を下敷きにして書かれたものであること⁽²⁾などが近世に入ってから指摘され、以後旧事本紀の成立は平安朝とするのが通説となった。当然ながら、現在では聖徳太子を撰者とする旧事本紀序の説は受け入れられていない。旧事本紀を眺めて目につくものは、卷三(天神本紀)における莊重な饒速日尊の降臨、卷五(天孫本紀)所載の長大な物部系譜、また神武以降の代で歴代の物部が奉仕したという記・紀には見られない独自記事であるが、こうした偏向性から、同書は物部氏に縁のある者により作られた書であろうとされている。

ただ、確かに旧事本紀という書は物部氏に力点を置いていますが、必ずしも物部氏自身が記述の中心に置かれているわけではないようにも思われる。例えば物部麴鹿火・物部尾輿などの著名な

人物の功業に旧事本紀が言及していない点はどうであろうか。両者の名はそれぞれ継体・欽明条に見られるものの、筑紫磐井の反乱や対朝鮮半島政策における活躍など、物部氏の栄光を記すことに主眼があるならば外さないであろう事件について、旧事本紀は沈黙を守っているのである。

また、代々の物部氏を伝える天孫本紀所載の長大な饒速日尊系譜は、その十七世孫に至る記述のうちに、例外的にいくつかの説話的記事を載せている。神武の代における石上大神の鎮座次第と宇摩志麻治命の申食国政大夫拜命記事(旧事本紀独自)、饒速日尊六世孫、伊香色雄命の代における石上神宮創建記事(同上)、そして同七世孫、十市根命による出雲神宝掌握とその委任経緯の説話(崇神紀を踏襲)である。これらは石上神宮に焦点をあてて、石上大神の鎮座・神宮の創建と、そこに収蔵されている神宝について記した記事であるといえる。また、所々に「奉斎大神」とあるように、歴代の物部氏が布都大神を奉斎したとされているが、この表記は石上神宮創建以後、「奉斎神宮」へと変化する。

以上の点から、宇摩志麻治命以下の系譜は「奉斎神宮者を基準に整理された系譜」⁽³⁾であり、石上神宮に強く関心を寄せていると推定される。そしてこの天孫本紀の記述の主眼が石上神宮にあるのならば、旧事本紀は石上神宮の称揚を編纂目的の一つとしてい
ると考えられよう。旧事本紀の編纂者を石上神宮関係者にまで限定し、その目的を石上神宮の顕彰にあるとする、本位田菊土の説に注目する所以である。継体朝以後の物部氏の活躍が記されていない点にも、物部氏自体を中核には置かない旧事本紀の意識が表れている⁽⁵⁾。

それでは、一方で天孫本紀所載の系譜において歴代の物部氏が朝廷の重臣とされていることはどう解されるであろうか。今注目したいのは、当該系譜の大神奉斎者は、必ず高い地位にあったとされている点である。例えば三世孫系では、出雲醜大臣命が「軽地曲峡宮御宇天皇御世、元為^下甲^上食^下国^上政^下大夫、次為^下大臣^上奉^下斎^上大神。」とされている。

代々の物部が格別に高い地位にいたという記述は記・紀には見られず、これらは旧事本紀独自の価値判断による記事であると思われる。そして旧事本紀がこうした独自記事を載せているのは、石上神宮の社格が、中央で代々重きをなした一族に奉斎されるほどであったという主張のためと考える。物部氏は旧事本紀において名族とされているのは確かであるが、それは石上神宮の称揚へと回収される性格のものではないか。

以上、旧事本紀の独自記事からその基本的性格を確認した。これを踏まえて本稿では同書の神武天皇即位以後の条、すなわち巻

七から巻九について考える（以下、これらの巻を「人代巻」と呼ぶ）。後述のように、人代巻は基本的に書紀からの引用で作文されており、その記事内容にも偏りがあるが、これを人代巻の特徴と捉え、右の旧事本紀の主題との関連を考えてみたい。

旧事本紀はその神話部分が日本書紀の受容の問題として論じられたり⁽⁶⁾、また巻五の独自系譜部分にも尾張氏との関連が説かれるなど、複雑な性格を持ち、問題が多岐に亘るのは周知の通りである。当然人代巻も一筋縄ではいかないことは想定されるし、他テキストのつぎはぎから成る神話部分など他箇所との関連も考慮されなければならない。しかし今回の論のみで人代巻の諸相について論じることが不可能であるため、十全な視点ではないと自覚しつつも、本論では旧事本紀の人代巻と独自記事との主題的関連を主として取り上げることとし、諸々の問題点については他日を期すこととしたい。

* *

旧事本紀の人代巻のうち、神武系以外の大部分が書紀から引用された文で成っているが⁽⁸⁾、そこには明確な偏向性が認められる⁽⁹⁾。今、その要素を私にまとめると以下のようなになる。

血統／特徴／先帝時の立太子／先帝崩／即位経緯／即位／宮都／后妃／皇子女／次代の立太子／崩／陵／享年

坂本太郎は、「旧事本紀は書紀から天皇の系譜に関すること、即ち帝紀的な部分ばかりを抄記した⁽¹⁰⁾」と述べているが、今挙げた各項目のうち、特に血統・特徴・即位・后妃・次代の立太子・崩・

陵の各項目については確かに書紀の記述を漏れなく引き写しており、先帝時の立太子・先帝崩・皇子女・享年の要素についてもほぼ書紀から書き抜かれているといつていい状態である。⁽¹¹⁾つまり、旧事本紀人代巻の基本的な構成要素は、書紀からの「帝紀」的記事であるといえよう（以下「帝紀」的記事と呼ぶ⁽¹²⁾）。今注意したいのは、旧事本紀において、「帝紀」的記事は採用される率が高いだけでなく、場合によっては書紀の記述を越えて明記される傾向にあるという点である。

例えば宮都について見てみたい。宮についてはほぼ書紀から抜き書きされているが、書紀で即位直後に宮が記されていない場合、旧事本紀が特に補っている例もある。

元年歲次辛未春正月甲申朔戊子、皇太子尊即天皇位。⁽¹³⁾（略）

都志賀高穴穗宮。

成務条を掲げたが、成務紀には傍線部の記述はなく、旧事本紀が補っている例である。⁽¹⁴⁾また、顕宗条には、

召三公卿百僚於近飛鳥八鈞宮、即天皇位。百官陪位者、皆

忻々焉。都於甕栗宮。

とあるが、甕栗宮は書紀では分注で他の宮と併記されているだけであり、旧事本紀が特にそれを抜き書きしていることになる。こうした旧事本紀の姿勢は、宮に関する記事を整えようとする態度といふことができよう。

また、血統に関しては、先に述べたように基本的に書紀の記述をそのまま踏襲しているが、それに加えて、書紀の他箇所記述を繰り返すことで明確化される場合が時として見受けられる。例

えば仲哀条には、

大足彦天皇第二皇子、童名小確命、日本武尊第二王子。足仲彦王尊諱名也。

とあるが、この傍線部は書紀の該当箇所には存在せず、前後を見渡すことで得られる情報である。⁽¹⁵⁾また欽明条には次のようである。

母曰皇后手白香皇女。清寧天皇皇女也。

周知のように、手白香皇女は清寧ではなく仁賢の女である。実際、仁賢天皇条には、「手白香皇女。（継体天皇皇后矣。）」とある。シラカという音から清寧と混同されたものと思われ、そうした間違いは認められるものの、欽明母の出自を明確にしようとする意図はうかがわれる。また、顕宗の母の記事は、

雄計王母曰黄媛、蟻臣女也。其蟻臣者葦田宿禰子也。

とあるが、傍線部は書紀の分注で引用される「譜第」の末尾に見られる情報である。それが本文化されて当該の記述となっているのである。⁽¹⁶⁾

そして最も極端なものとして、次の神功皇后の例を見てみたい。神功即位前紀には、

氣長足姫尊、稚日本根子彦大日々天皇之曾孫、氣長宿禰王之女也。……（A）

とあるが、この記述からは開化より神功へ至る系譜を全て辿ることとはできない。その一方で、開化―神功間の系譜が開化記に詳しく記されているのは周知の通りである。それを簡略化して掲げると、次のようになる。

開化―日子坐王―山代之大筒木真若王―迦邇米雷王―息長宿禰王―息長帯比売命

旧事本紀では、仲哀条に神功の出自系譜が見られる。当該箇所は、現存最善本である兼永本でさえも大きく本文が乱れてしまっているが、およそ次のように復元できる。

開化天皇、児彦坐皇子命、見山代大筒城真若王、見迦邇米雷王、見息長宿禰女、五世氣長足姫命是。

多少の字の相違は見られるものの、ほぼ古事記の記述を基にしていると判断され、人代巻における数少ない古事記に依拠した箇所であるといえよう。そして神功条では書紀と同じ記事（A）が繰り返され、さらに応神条でも「母氣長足姫尊。則開化天皇五世孫也。」と、書紀にはない傍線部の補足が付け加えられている。以上のような書紀との対比により、旧事本紀は天皇・皇后などの出自を明確にしようとする意図を持っていると考える。

旧事本紀は基本的に書紀から〈帝紀〉的記事を書き写しているが、その採用率が高いだけでなく、書紀の欠を補うかのようにより丁寧¹⁸に記述していることを確認した。

また、旧事本紀には〈帝紀〉的記事以外にも王権発展史的説話ともいべき記事も載せられている。次にこれらを検討する。

記・紀では、崇神の代に大物主神を中心とする神々の祭祀がなされたという。これを基点とした国家の初期的達成を記すことこそが、崇神朝の主題といえる。しかし旧事本紀の崇神条には、

六十年春二月、詔群臣曰、武日照命從天將來神宝、藏于

出雲大神宮。是欲見焉。則遣矢田部造遠祖武諸隅命、使分明檢定獻奏焉。

とわずかに出雲の神宝分明の説話が載るばかりであり、神々の祭祀はおろか、大物主神の祭祀記事すら見当たらない。その微量な出雲の神宝の説話でさえも、物部氏の同族である矢田部氏の祖が活躍するために採択されたものと思われ、国家の発展の一コマを記す意図をうかがうことはできないであろう。

国家の發展史という観点からいえば、景行朝の東西征討とそれに連動する成務朝の区画整備、そして仲哀・神功代の三韓征討も重要な事件として挙げられる。このうち、まず成務朝に関しては、武内宿禰の大臣任命記事と日本武尊の後裔記事以外には、〈帝紀〉的要素を記すだけであり、区画整備については全く触れられていない。

便宜上、次に三韓征討を検討する。神功条には次のようにある。

九年春二月、足仲彦天皇崩於筑紫糧水宮。皇后傷天皇不從^レ神教^レ早崩之事、以^レ為^レ知其神名、則令^レ群臣百僚、以解罪改^レ過、更造^レ齋殿^レ乃託^レ皇后祈^レ請先託^レ神名^レ等事、具在^レ別記。

十月己亥朔辛丑、神祇荒魂奉齋^レ別船、亦以^レ和魂^レ齋^レ皇后船、帥^レ領船軍、從^レ和珥津、解^レ纜進發、幸^レ新羅國。状具在^レ征服^レ三韓記。

両条の傍線部は神功摂政前紀の記述を摘要したものである。それぞれ末尾に「具在別記」「状具在征服三韓記」とあるが、これは外部の書物（実際には存在しない可能性が大であろう）にその

具体的な描写を任せる態度であるといえる。しかしもし当該箇所が三韓征討自体を描写の目的としているのなら、このような尻つぼみな書き方はしないのではないかと。つまり旧事本紀は、三韓征討自体には最低限の筆しか割こうとしていないのである。

また旧事本紀では、仲哀天皇の死に至る経緯が記・紀と異なっている。旧事本紀の仲哀条には次のようにある。

八年春正月、天皇幸筑紫。討熊襲之議矣。時或神託皇后誨曰、天皇何憂熊襲之不_レ服。此国膏_六之空国也。西有宝_一国、謂新羅国也。若能祭我者、必令自服。云々。而天皇西称_レ無_レ国、不_レ信_二神教_一、猶親擊熊襲、中_二賊矢也。

九年春二月癸卯朔丁未、武内大臣勳進天皇親后自彈_二琴_一。託問皇后不_レ肯_二託誨_一。于_レ時託云、皇后姪胎皇子可_レ得_二宝_一国、云々。武内大臣愆進_二天皇_一祗令_二彈_レ琴_一、祈_二請_レ神名_一。于_レ時日暮將_レ燈、琴音絶_レ声。乃_レ拳_レ火見_レ之、天皇忽有_レ痛身。而明日崩。于_レ時年五十二。即知、不_レ信_二神教_一而中_二賊矢_一早崩之矣。

仲哀紀を見ると、神の託宣を信じない仲哀に、その子が三韓を得るだろうとの神託が告げられた後、以下の文が続く。

〔八年九月〕然天皇猶不_レ信、以強擊熊襲。不_レ得勝_二而還之_一。九年春二月癸卯朔丁未、天皇忽有_二痛身_一、而明日崩。時年五十二。即知、不_レ用_二神言_一而早崩。〔云、天皇親伐_二熊襲_一、中_二賊矢_一而崩也。〕

一見してわかるように、書紀本文の仲哀の死因は熊襲の強襲と関わりのないものであり、分注の異伝では熊襲の「賊」による矢

が元で亡くなつたとしていた。重要なのは、これらの書紀の所伝を混ぜ合わせると、先に掲げた旧事本紀の展開ができあがると考えられることである。

しかし旧事本紀仲哀九年二月の、武内大臣が天皇に琴を弾くように勧め、しばらくして琴の音が途絶えたため火を挙げて見てみると天皇の容態が急変していたという展開(波線部)は、書紀の本文・異伝共に見られない。これらの要素は、仲哀記の、

於是建内宿禰大臣白、恐我天皇、猶阿_二蘇婆勢其大御琴_一。爾稍取_二依其御琴_一而、那摩_二那摩_一適_二坐_一。故、未_二幾久_一而、不_レ聞_二御琴之音_一。即_レ拳_レ火見者、既崩記。

という描写をも混ぜ合わせたものと思われる。つまり仲哀という天皇の死に関しては、記・紀の本文・異伝を織り交ぜる神代的手法が再びとられているのである。同じ旧事本紀の仲哀条で、その皇后・氣長足姫の出自の記述に古事記を用いたと考えられること(前述)も参考となろう。

旧事本紀の仲哀・神功条は、一見三韓征討に関して多くの筆を割いているように見える。しかし仔細に見れば、三韓征討を勧める神の託宣は「云々」と省略され(前掲仲哀八年正月・九年春二月条の傍線部)、また皇后が出兵する場面も別の書にその具体的な内容は任されており、三韓征討記事自体への関心の希薄さは歴然としている。むしろ当該条の眼目は、神話部分的手法が用いられている仲哀の死にこそあるのではないかと。神功条で最低限でも三韓征討の様子が描かれるのは、続く応神の誕生と忍熊・麿坂王の乱への展開上必要なためであろう。旧事本紀に記される海外帰服記事

は、〈帝紀〉の記事としての性格を認められて抜粋されているのである。神功以降の条では、海外の情勢について全く触れられていないことも裏づけとなろう。

旧事本紀の三韓征討伝承が、〈帝紀〉の記事を中心に再構成されているのを確認した上で、翻つて景行朝の東西征討を検討する。西征については、次に掲げるのが全てである。

十二年秋七月、熊襲反之不朝。八月、幸筑紫。巡伐諸国不從命者。

十三年、於日向国有佳人。曰御刀媛。即為妃。生豊国別皇子。

廿年春二月辛巳朔甲申、遣五百野皇女、令祭天照大神。

冬十月、遣日本武尊、令撃熊襲。時年十六歳。

また書紀とは違って、日本武尊による東征は、五十一年の途中に、

日本武尊平東夷、還參未參、薨於尾張国矣。……〈B〉

と非常に簡略化された記述のみが見える。以上によれば一応景行朝における西征・東征に関する記事も載せられているということになるが、以下、詳しく検討してみたい。

景行は記・紀を見ても八十人の子がいたとされている。そしてその子の多くが分封されていることから、景行とその次世代に全国支配の基盤が確立されたとする歴史認識があったことをうかがわせる。旧事本紀でも景行の皇子たちが多く各地の氏族の祖になつたというが、それは記・紀のこうした認識を受け継いだためであろう。ここで前掲の西征記事を振り返ってみると、実際の討

伐自体は「巡伐諸国不從命者」と抽象的な描写しかされていないことに気づく。つまり西征については、豊国別皇子という景行の子が生まれることを主眼として、⁽²⁰⁾そののが妥当であろう。廿年春二月条も天照大神の祭祀に主眼があるわけではなく、景行の皇女にまつわる記事として抜粋されたものと考えられる。旧事本紀の景行条は、その多くの皇子たちに焦点が当てられているのである。

こうした意識は、景行条の物部記事からもうかがうことができ。旧事本紀の人代巻には、物部が大臣や大連として歴代天皇に仕えたとする記事が所々に挟まれているが、景行条では物部を大臣に任命する記事を置かず、

卅六年八月、大臣物部膽昨宿禰女五十琴姫命為妃。生五十功彦命。

と、物部の女が妃となつて皇子を生むという稀な独自記事を載せている。景行条に関しては、物部の血筋を引く皇子を多くの皇子たちの中に紛れ込ませることに、大臣拜命よりも強い意識が注がれているのである。

東征についても同様に、後の皇統譜に大きく関わる日本武尊の死の原因として、必要最小限のみ記したと思われる。それは、日本武尊の死を伝える〈B〉の記事の直後に、その後裔系譜を掲げているところからもうかがわれる。また記・紀はヤマトタケル臨終の地を伊勢国としているが、旧事本紀は尾張国としている。もしもこの独自記事に何か意図があるのならば、日本武尊の死地が尾張国であることを必然とする記述を伴うと予測されるが、以後

これに触れるところはない。つまり、旧事本紀の意識は日本武尊の死とその後裔系譜を記すこと自体にあつて、死地への配慮は疎かになつており、その結果、特に意味もなく記・紀とは異なる地名を掲げているということなのではないか。旧事本紀において、景行朝の東西征討は天皇の皇子たちの行方が主たる関心の的となつており、平定自体に意識は注がれていないのである。

以上、旧事本紀における国家の発展史的説話を検討してきたが、それらは国家の伸張ではなく天皇の系譜を記すという点を判断基準として載録されていた。坂本は、旧事本紀が書紀から「帝紀的な部分ばかりを抄記し」たという前掲の指摘の後、「その他の国家的な記事、旧辞風の記事はわざと省略したということができる」と述べているが、これを本論の検討に沿つて捉え直せば、旧事本紀の人代巻には書紀から書き抜かれた説話の記事も存在するが、それらは旧事本紀から〈帝紀〉の記事としての性格を認められた記事である、ということになる。

こうした傾向からすれば、所謂反乱説話が書紀から抜粋されているのは自然と肯われよう。古事記の反乱説話を矢嶋泉が「邦家之経緯、王化之鴻基」（古事記序）に関わるものとして捉えているように、皇族による反乱が王位の継承に関わる場合、その鎮圧・制圧の過程は次代天皇の即位次第に代わる意味を持つことになつる。実際旧事本紀において、手研耳命・大山守命・木梨軽皇子・眉輪王・星川皇子の反乱説話は概ね書紀から引き写されているし（若干の本文の省略や他箇所と同じような歌謡の省略は見られる）、また

麿坂王・忍熊王の乱は大きく省略されながらも神功皇后条に記されている。

一方で、皇位継承に関わらないと思われる反乱説話は旧事本紀に載録されていない。崇神朝の武埴安彦の乱、そして仁徳朝の隼別皇子・雌鳥王の乱がこれにあたる。垂仁朝の狭穗彦の乱は、

四年秋九月丙戌朔戊申、皇后母兄狭穗彦王謀反、欲危社稷。其記在別。

と、乱の詳細は省略されている（傍線部）が、これは後の交代という〈帝紀〉の意味で最低限のみ書き抜かれたと判断される。

このように見えてくると、書紀では履中即位前条に配される住吉仲皇子の反乱が、皇族の反乱説話の中で唯一採択されていないことが注意される。書紀がこれを履中即位前条に記すのは同天皇の即位経緯として位置づけているためであり、そうした位置にある住吉仲皇子の反乱が旧事本紀に載録されていないのは、右に見てきた傾向からしても不審である。

この不採用に理由があるとすれば、去来穂別尊の避難先として石上神宮が登場する点に求められると考える。襲撃からの避難先としての登場に、反乱に巻き込まれて神域が侵犯されたと感じた旧事本紀編者が、これを不本意と判断して住吉仲皇子の反乱そのものの載録を見送つたのではないか。

冒頭に述べたように、旧事本紀は石上神宮を顕彰する意図を持つ書と見られる。物部・太前宿禰も活躍する住吉仲皇子の乱が同書に全く記されていないのは、そうした石上神宮に視点を置く意図の結果であると考える。〈帝紀〉の記事を中心に書紀から抜粋を

するという方針を持つ人代巻の中でも、石上神宮への配慮が優先された箇所であるといえよう。

* * *

旧事本紀は基本的な視点を石上神宮に置いているが、一方で人代巻において〈帝紀〉的な記事を書き連ねている。この二点はどのような関係にあるのだろうか。今、旧事本紀が偽書であることに注目してみたい。

旧事本紀が推古朝成立の書と考えられないことは最初に述べた。しかし旧事本紀自体は、序も本文もあくまで推古朝に成つたと主張しているようである。次に掲げる旧事本紀の推古二十八年春二月条は旧事本紀撰録についての記事であるが、これは推古紀を改作したものである。

上宮厩戸豊聡耳皇太子命、大臣蘇我馬子宿禰、奉勅撰録先代旧事天皇紀及国記、臣連伴造国造百八十部公民等本紀也。

旧事本紀の人代巻が、続く太子の死で終わっていることと合わせ、正に序文にいうような、聖徳太子撰の歴史書であることと主張がうかがえよう。²⁶⁾ すなわち、推古朝になつたという点は虚偽であり、また多くの矛盾を抱え込んではいらぬものの、旧事本紀は聖徳太子の手になる本邦初の歴史書とする立場を貫こうとしているのである。そうした「最古の正史」を作成する際、旧事本紀編纂の時代に存在していた正史の内容・体裁は自然と念頭に置かれたと思われ、それ故に人代の叙述に編年体の日本書紀が下敷きに使われたのであろう。

人代巻で書紀が主として使われている理由をこのように考えるが、では主たる書き抜きが〈帝紀〉の記事に絞られていることはどのように考えるべきであろうか。その載録傾向が、天皇の系譜のみならず、宮や陵、そして天皇の死の様子にまで及んでいることは先に確認した通りである。そうした傾向からは、それぞれの天皇の世が着実に継承されてきたことを明確に記述しようとする意志が汲み取れるように思われる。つまり旧事本紀の人代巻では、歴代天皇の連綿たる治世の記述が目指されているということである。

なぜ旧事本紀でこうした強調が必要であつたのか。今、所謂氏文と称される書、例えば古語拾遺との比較で考えてみたい。その序に、

国史・家牒、雖載其由、一二委曲、猶有所遺。愚臣不_レ言、恐絶無_レ伝。

というように、古語拾遺は正史たる日本書紀の遺漏を補うという立場を基本とする。実際、本文は細切れの場面から構成されており、日本書紀の知識なしには理解できない構成である。換言すれば、日本書紀という大きな柱を背骨に据えることを序において明言し、それを基に自氏の主張を盛り込む姿勢であるといえる。古語拾遺撰録の発端は中臣と齋部の抗争にあるが、その裁定に日本書紀が用いられていることに、その公的な歴史書としての価値が現れている。

旧事本紀はあくまで聖徳太子撰の本邦最古の歴史書とする立場をとっているが、そうした書である以上、古語拾遺などのように

書紀を公然と記述の支えとすることはできない。多く氏文として括られるが、大きく違う点であるといえる。

旧事本紀の目的である石上神宮関係記事が集中するのは巻五であるが、そこに記される石上大神の鎮座から推古天皇に至る歴史を保証させるには、外部の歴史書に頼れない以上、旧事本紀内部に天皇の世の継承次第を明確に記す必要があったのではないか。初代神武の代に石上大神が東征の助力をし、以降歴代天皇の重臣である物部氏によって奉斎され続けてきたというのが旧事本紀における石上神宮の位置であり、これに対応して人代巻には物部氏を「大臣」など重臣に任命したという短文独自記事を載せる。しかし代々の重臣による奉斎という構図も、その権威の根源である朝廷が磐石でなければ覚束ない。日本書紀以前の書を標榜する旧事本紀は、その偽書性のために公的な史書に頼れず、寄って立つ権威をその内部に含み持つ必要に迫られたのではないか。それ故、日本書紀をただ漫然と書き抜くのではなく、「帝紀」的記述に関心を絞り、明確な「天皇家の歴史」を描こうとしたのである。独自記事の少ない人代巻であるが、旧事本紀が推古朝に仮託された書であることと連動し、やはり存在する理由が十分にある巻々であると考ええる。

* * *

旧事本紀の神武条は、古語拾遺の文脈を引き継ぐことにより、その即位を以て律令制の始まりとされているが、それと同時に宇摩志麻治命が申食国政大夫に任命される。申食国政大夫が大臣・

大連の起源であるという旧事本紀の説明は付会の説に過ぎないが、その目的は、初代神武の世に物部氏が臣下最高の地位を獲得したと主張することにある。

綏靖以下の天皇条はほとんどが書紀からの抄録であるが、系譜を中心に代々の天皇が着実に天下を治めてきたことを記している。それはほぼ書紀のみからの抄録とすることにより明確になる。神武の代で「獲得」した物部の高い社会的地位は以後の連綿たる天皇の世により保証され、そうした一流氏族により石上神宮は奉斎されていると主張しているのである。

注(1) 今井有順「三部本書辨」(『神道集成』巻第二、神道大系首篇所収)

(2) 本居宣長『古事記傳』一之卷(筑摩書房版『本居宣長全集』第九

卷)

(3) 阿部武彦「先代旧事本紀」(『日本古代の氏族と祭祀』二六四頁)

(4) 本位田菊士「先代旧事本紀の成立——物部氏研究序説——」(上

下)『神道史研究』一三・二・三、一九六五・三・五)

(5) 本位田前掲注(4)論(下)、五九頁。なお工藤浩「先代舊事本紀」人代記事、「國造本紀」本文の構成(『古事記受容史』)がいうように、旧事本紀は対外記事を省略する傾向にある。

(6) 神野志隆光「古代天皇神話論」、津田博幸「日本紀講と先代旧事本紀」(『日本文学』四六・一〇、一九九七・一〇)など

(7) 吉井純「火明命」(『天皇の系譜と神話』一)

(8) 鎌田敏「先代舊事本紀の研究 校本の部」でも、巻七・九ではほぼ書紀が引用元とされている。なお、人代巻が多く書紀の抄録であるという通説に対し、旧事本紀の人代巻を書紀の粉本であるとする説もある(最近ではG・W・ロビンソン「舊事本紀攷——日本書紀の草稿と思はれる同書巻七、八、九について——」『東洋学報』

四一・一、一九五八・六、神田秀夫「先代旧事本紀をめぐって」『記紀論集』などが、坂本太郎が説くように、書紀・旧事本紀の先後関係はやはり動かさない（古典の研究について）、坂本太郎著作集第四卷『風土記と万葉集』。

(9) 工藤前掲注(5)論

(10) 坂本前掲注(8)論、二四九頁

(11) 「先帝時の立太子」の項目については、孝昭・孝安・孝靈・孝元・開化・景行の各天皇について書き抜かれていない。以下同様に、「先帝崩」は孝昭・孝安・孝靈・孝元・開化・景行・仲哀、「皇子女」は神武、「享年」は綏靖・安寧・神功の各天皇について、書紀からの引用が見られない。これらの要素が採用されていない理由は不明であるが、他の天皇については書き抜かれていることを考えれば、全体の方針としては記すことに意があると考えられよう。

(12) 津田左右吉『日本古典の研究』や武田祐吉『古事記研究一 帝紀攷』、倉野憲司『古事記論攷』などによって、「帝紀」を系譜的記事、「旧辞」を物語的記事とする論が展開された。こうした「帝紀」・「旧辞」論は研究史に大きな影響を与えたが、最近では批判されている（神野志『古事記の達成』など）。本稿では便宜上、「帝紀」と表記することでこの用語を用いる。

(13) 孝靈と允恭の宮だけは例外的に記されていない。書紀において、通常では即位後に宮は記されるが、孝靈は即位前記に宮が記されており、その特異性の故に記し漏らしたのである。また允恭は、書紀で唯一宮都の位置に関する言及がない天皇であり、旧事本紀は記載のない書紀の状態をそのまま踏襲したと思われる。景行・仲哀・神功など、各地に宮を営んだとする天皇については、その全ての宮を網羅してはいないが、こうした天皇については代表的な宮を抜き出すという方針であったと受けとめられる。

(14) 同様の例は、応神条の「元年春正月丁亥朔、皇太子尊即天皇位。都輕嶋地。謂豊明宮」とある記述に求められる。傍線部は応神紀には見られない。

(15) 同様の例は、清寧条の「母曰葛城韓媛。葛城円大臣之女也。」や、安閑条の「母曰目子媛。即尾張連草香之女也。」にも見られる。

(16) 分注が本文とされているという例では、仁賢后の「前記春日大娘皇女立為皇后。大泊瀬天皇娶和珥臣深目之女童女君所生也。」という例を挙げることもできる。

(17) 御巫清直『先代舊事本紀析疑』(神道大系『先代旧事本紀』所収、四五〇頁)、天理圖書館善本叢書『先代舊事本紀』の横田健一による「解題」一三頁参看。また、神功摂政前紀と開化記の記述では世系数が異なる(本居宣長『古事記傳』二十二之卷、『本居宣長全集』第十卷、五五〇頁)が、旧事本紀の世系数は古事記のそれと一致する。

(18) 人代巻で古事記に依拠したと見られる箇所として、他に成務条が指摘されている(鎌田前掲注(8)書、二三五頁、工藤前掲注(5)論参看)。また履中・雄略条において、享年や陵墓などについても古事記との近似を見せているが、なぜこれらの天皇記事のみが集中して古事記の記述と接近しているのかは不明である。

(19) 人代巻において、矢田部氏関係の特異な記事は、他に仁徳八十二年条、推古二十二年・二十三年条に見られる。これらは物部の同族である矢田部氏を特記する意図を持っていると思われるが、数ある物部氏の同族の中でなぜ矢田部氏のみが取り上げられているのかは別に考える必要がある。なお当該崇神六十年条は、続く旧事本紀独自の六十五年条に「六十五年春正月、武諸賜命為大連。物部氏祖。」とあることから、その再録意図をうかがうことができる。

(20) 工藤前掲注(5)論、六七頁

(21) 天孫本紀の系譜における始祖が「天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊」とされているように、旧事本紀では物部氏祖ニギハヤヒと尾張氏祖アメノホアカリは習合されている。あるいは、天皇本紀の当該条が日本武尊の死地を独自に尾張国とする背景をなしているのかもしれない。

(22) 坂本前掲注(8)論、二四九頁

(23) 矢嶋泉「古事記」中・下巻の反乱物語」（『日本上代文学論集』）

(24) 後の死に伴って新たに立后された場合、書紀から載録される傾向にある（景行・仁徳・履中条参照）。后についての記述もまた、天皇の系譜に関わるものである。

(25) 崇峻即位前紀には穴穗部皇子による内乱が記されているが、この事件は旧事本紀においては、「用明天皇二年夏四月癸丑、橘皇日天皇崩。于時穴穗部皇子等謀反矣。」（崇峻条）とのみある。ここに穴穗部皇子の名は見えるが、もう一人の主役である物部守屋については全く触れられておらず、やはり物部にとって不利な出来事は記さない方針が見取れる。しかし住吉仲皇子の乱は事件自体が記されない一方で、穴穗部皇子の乱は相当省略されてでも記されているのは、石上神宮が関係しているか否かの違いにあると考える。

(26) 推古条には聖徳太子関連記事が多く書き抜かれているが、これも太子を撰録者とする旧事本紀の立場から来るものであろう。

(27) 新撰日本古典文庫『古語拾遺・高橋氏文』の「解説」に、古語拾遺の神代の記載は多く書紀の内容に酷似しており、「その意味では、序文に言う「国史」を基礎にして記載がなされていることは、まず

間違いないところである」（九頁）と述べられている。

(28) 津田博幸前掲注(6)論は、旧事本紀の神話部分が古事記や日本書紀、古語拾遺を網羅的につぎはぎしている理由について、「聖人の撰んだ最古のテキストである以上後統のテキストすべての粉本たりえなければならぬ」かつたためと述べている（六四頁）。旧事本紀自体の偽書性の自覚が本文の編述に影響を及ぼしているとする点、共感を覚える。今のところ、神話部分の網羅的なつぎはぎもやはり旧事本紀の主題である石上神宮の権威を主張するためにとられた手段であるかと考えているが、今後の課題としたい。

(29) 工藤「天富命——『古語拾遺』の忌部氏系譜と祭儀——」（『古代文学の思想と表現』二二二—二二三頁）

※先代旧事本紀は鎌田純一『先代舊事本紀の研究 校本の部』、古事記・日本書紀は日本古典文学大系、古語拾遺は岩波文庫によって引用したが、字や句読点、返点を一部改めた。また音注は省略し、分注は（ ）に入れた。引用中の（ ）内は稿者注。

新刊紹介

高松寿夫著

『上代和歌史の研究』

本書は早稲田大学に受理された著者の学位論文である。本書の主眼は上代和歌のあり様をひとつの「流れ」として捉えようとするところにある。内容も第一部「初期万

葉」、第二部「人麻呂とその周辺」、第三部「律令制安定期の和歌」、第四部「聖武即位と行幸従駕歌」、第五部「上代和歌の終末」、第六部「結論に代えて」と史的展開の順に沿った構成となっている。『万葉集』全ての時代区分にわたる個々の作品・作者をとりあげ、それらに対する精緻な論がいくつも積み上げられることにより、全体として上代和歌史の展開がひとつの軌跡となって

描き出されるといって、非常に重厚な構成をもつ研究書となっている。上代和歌から王朝和歌への展開まで視野にいれられており、『万葉集』を研究する者は言うに及ばず、広く和歌に関心を持つすべての者にとって必読の書である。

（二〇〇七年三月、新典社 A5判 五五六頁 税込一四七〇〇円）
〔藤澤友祥〕